

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月20日提出
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀M F ビル8階
【事務連絡者氏名】	谷内 恒司
【電話番号】	03-3523-9556
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ベトナム＆アジア成長国ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ベトナム&アジア成長国ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した１口当たり（便宜的に１万口当たりで表示されることがあります。）の純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年8月21日から2027年2月19日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（ ９ ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
		債 券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファン ド	あり
一般	年2回	日本		
大型株		北米		
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		
一般		オセアニア		
公債	年12回 (毎月)	中南米		
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中近東 (中東)		
不動産投信	その他 ()	エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

- (1)株式
一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2)債券
一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
資産配分変異型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

● 特色1

当ファンドは、投資信託証券（以下「指定投資信託証券」という場合があります。）を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナム、インド、インドネシア、フィリピンなど、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）で相対的に高い成長が期待される国（アジア成長国）の株式等を実質的な投資対象とします。



ベトナム



インド



インドネシア



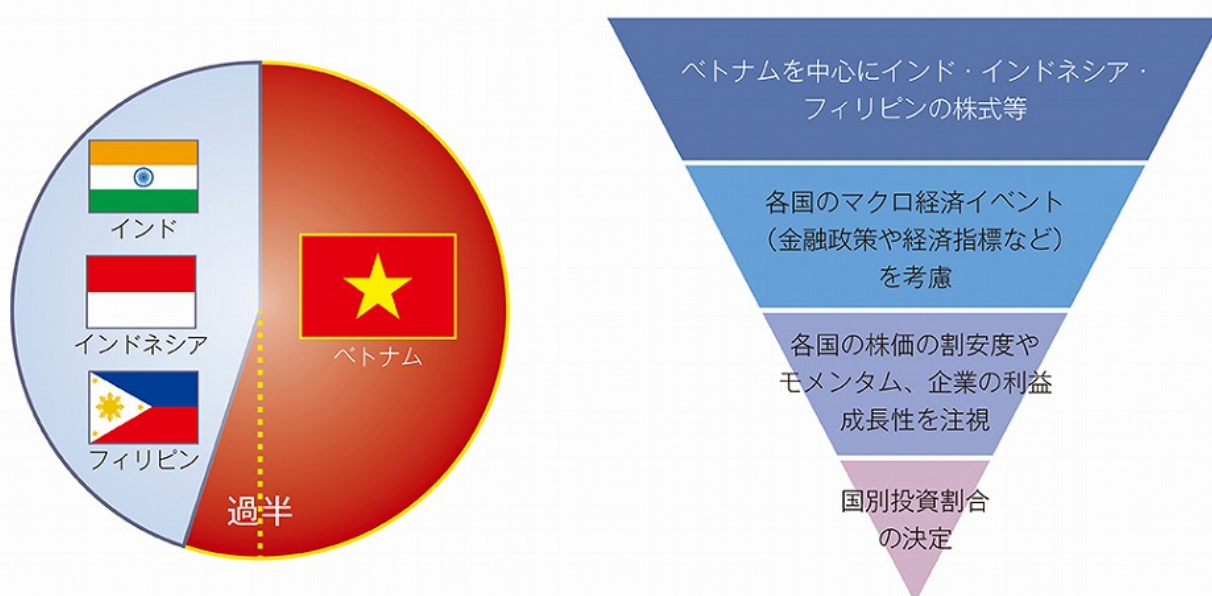
フィリピン

ベトナムを中心に相対的に高い経済成長が見込まれる国を投資対象国とします。

● 特色2

・ベトナムの株式への実質的な投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の過半とします。

国別投資割合とプロセスのイメージ



・指定投資信託証券への資産配分については、市場環境等を勘案して委託会社が決定し、投資する投資信託証券は別に定める指定投資信託証券の中から選択することを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行います。

● 特色3

ベトナムへの投資にあたっては、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を通じて、主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む。）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資します。銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。

■ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。

■投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託（ETF）を含みます。

ベトナム株式の銘柄選択プロセス

主にトップダウンアプローチとボトムアップアプローチの有機的融合を通じた銘柄選択を行います。

トップダウンアプローチ

マクロ経済分析

ベトナムの実体経済の動向（GDP、貿易統計などの定量分析及び報道の内容等の分析）や政治情勢、国内政策等の見通しを把握します。

ボトムアップリサーチ

個別企業のファンダメンタル分析

ベトナム株式およびベトナム関連企業の株式について特定のテーマやセクター等に限定せず、成長性・収益性・安定性、流動性の観点から分析を行い、成長が期待できる魅力的な個別銘柄を抽出します。

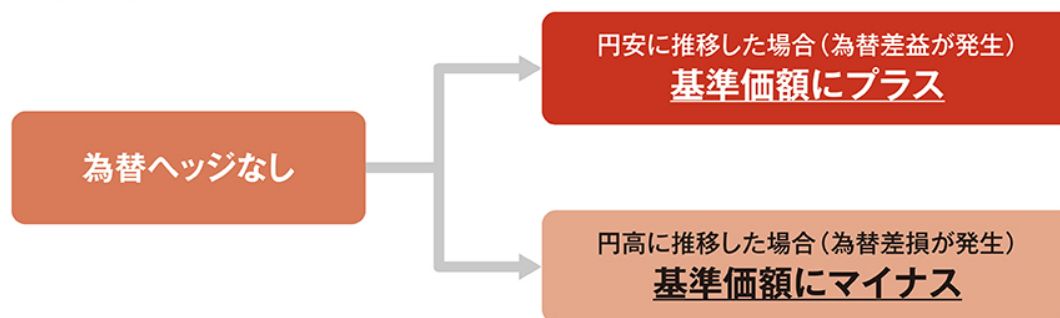


※ただし、市場環境やその他の要因により上記の運用ができない場合があります。

● 特色4

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 為替の影響については、外貨建て資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合には、基準価額は為替変動の影響を受けます。



主な投資制限

- 投資信託証券(外貨建の投資信託証券も含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

分配方針

毎年4回（原則として、毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）決算を行い、原則として次の通り分配を行う方針です。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

実績報酬

計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーターマークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーターマークを控除して得た額に16.5%（税抜15%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。

実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{前営業日の} \\ \text{基準価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{ハイ・ウォーター} \\ \text{マーク} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} 16.5\% \\ \text{(税抜15\%)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{実績報酬} \end{array}$$

●ハイ・ウォーターマークについて

- (1) 第一計算期間の終了日まで：10,000円（1万口当たり）
- (2) (1)以降：毎計算期間末において、実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーターマークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーターマークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーターマークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーターマークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

●実績報酬の留意点

- ・毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・実績報酬は、毎計算期間末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・実績報酬額（超過額の15%）の配分は以下の通りです。
委託会社 7.5%、販売会社 7.5%、受託会社 ありません。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

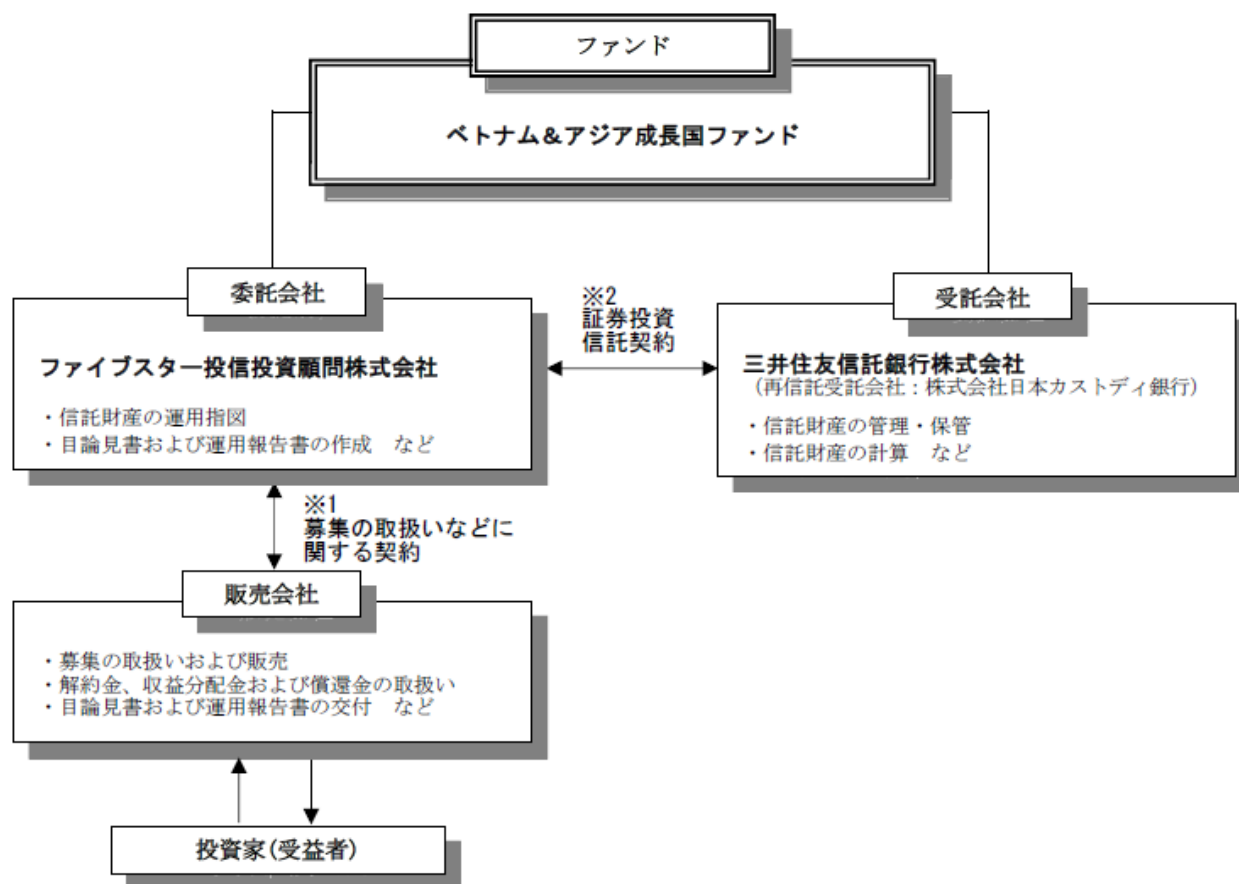
(2) 【ファンドの沿革】

2025年7月31日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

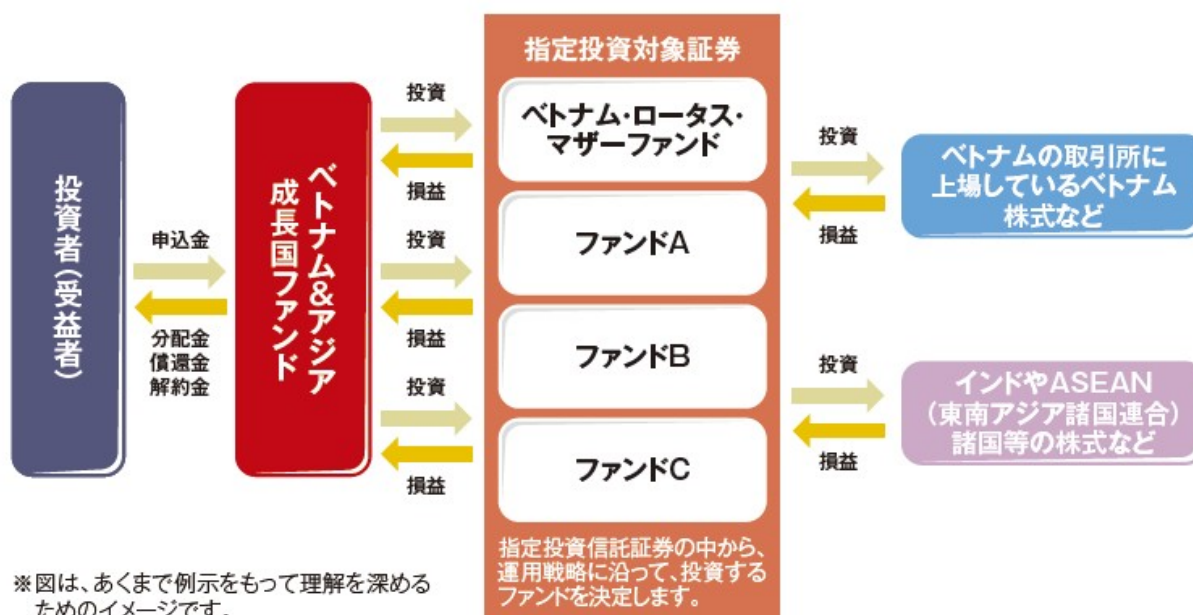
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人資産運用業協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



委託会社の概況（2026年6月末現在）

1) 資本金

2億6,532万円

2) 沿革

2009年4月1日：株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）
 2009年6月24日：増資の実施（新資本金5,000万円）
 2009年10月20日：金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号
 2013年4月25日：増資の実施（新資本金2億675万円）
 2013年8月8日：ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更
 2014年8月29日：増資の実施（新資本金2億1,175万円）
 2021年3月31日：増資の実施（新資本金2億3,105万円）
 2022年3月31日：増資の実施（新資本金2億3,325万円）
 2024年3月31日：増資の実施（新資本金2億3,705万円）
 2025年3月31日：増資の実施（新資本金2億3,872万円）
 2025年10月31日：増資の実施（新資本金2億5,912万円）
 2026年3月31日：増資の実施（新資本金2億6,532万円）

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日産証券グループ株式会社	東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9F	1,000株	12.62%
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階	550株	6.94%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、別に定める投資信託証券及び上場投資信託証券（ETF）（以下、「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、ベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等、および、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）諸国等の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。

国別の投資割合は、マクロ経済指標、相場環境分析等に基づき、各国株式市場のバリュエーション、利益成長性、モメンタム等を総合的に判断し決定します。

投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、指定投資信託証券の中から選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行いません。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

外貨建て資産については、原則、為替ヘッジは行いません。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券

- 2．地方債証券

- 3．特別の法律により法人の発行する債券

- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）

- 5．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券

- 6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フランクリン FTSE インド ETF (英文名：FRANKLIN FTSE INDIA ETF)
投資方針・特色	フランクリンFTSEインドETFは、インドの大型株および中型株で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、FTSE インド・キャップド・インデックスとしています。
管理会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.19%
当初設定日	2018年2月6日

ファンド名	iシェアーズMSCI インドネシア ETF (英文名：iShares MSCI Indonesia ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ MSCI インドネシア ETFは、インドネシアの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、MSCI インドネシア IMI 25/50 指数としています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.59%
当初設定日	2010年5月5日

ファンド名	iシェアーズMSCI フィリピン ETF (英文名：iShares MSCI Philippines ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ MSCI フィリピン ETFは、フィリピンの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。連動対象指数は、MSCI フィリピン IMI 25/50 指数としています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.59%
当初設定日	2010年9月28日

ファンド名	ベトナム・ロータス・マザーファンド
投資方針・特色	① 主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。 ② ベトナム関連企業とは、ベトナムで営業を行う企業、もしくはベトナム経済動向の影響を強く受けるビジネスを行う企業で、ベトナム国籍以外の企業をいいます。 ③ 投資するベトナム株式には、当該株式の値動きに連動する上場投資信託（ETF）を含みます。 ④ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑤ 銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）等による市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
信託報酬等	かかりません
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

（３）【運用体制】

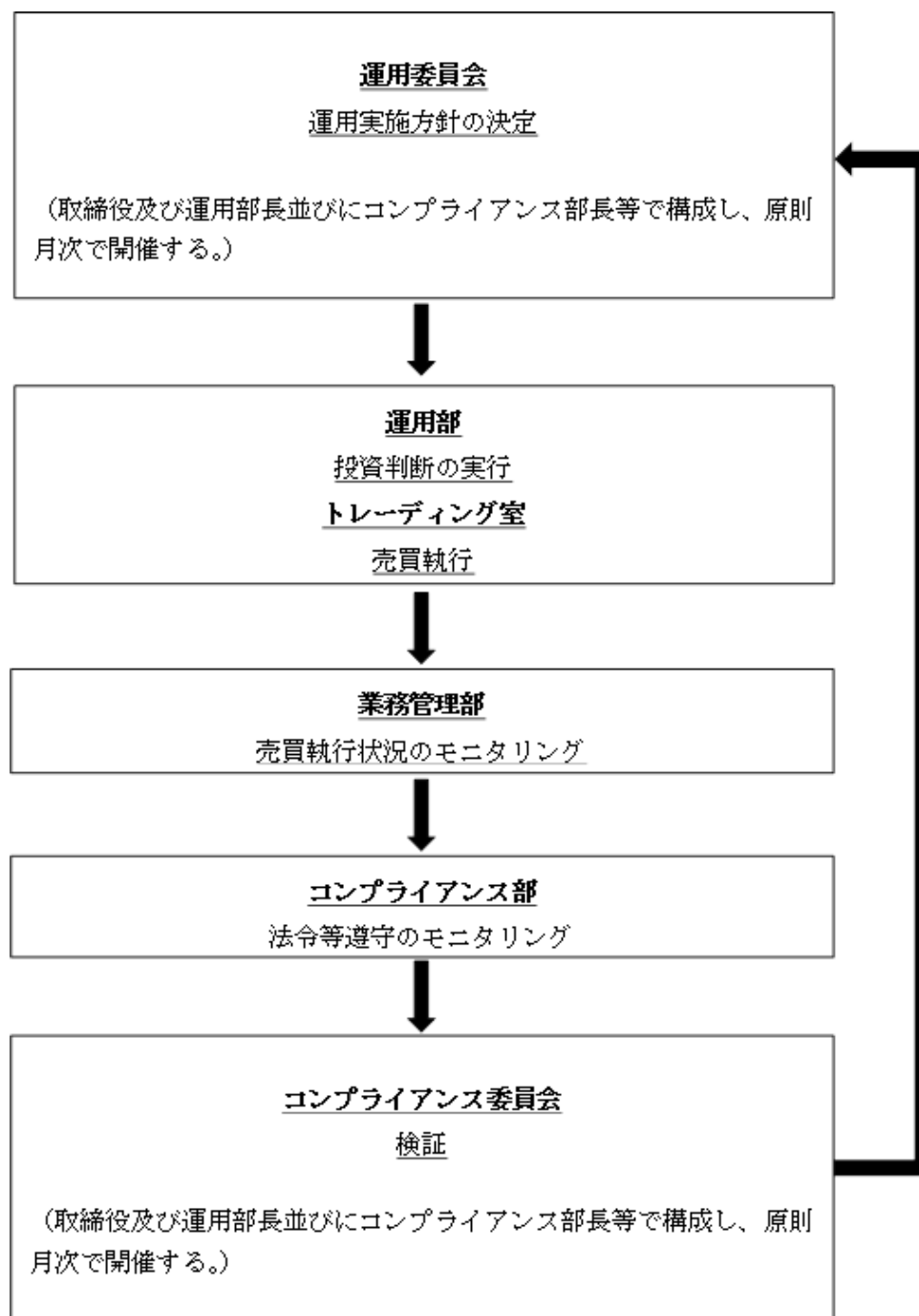
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人資産運用業協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ・議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

上記の運用体制は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年4回（原則として、毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）決算を行い、原則として次の通り分配を行う方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- １）投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への直接投資は行いません。
- ３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ４）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ５）一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ６）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ７）資金の借入れ
 - １．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、お

よび再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナムやインド・インドネシア・フィリピンなどのアジア成長国の株式などの値動きのある金融商品（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券の価格変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資先の国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、基準価額が値下がりする要因になります。

追加・解約による資金流出入に伴うリスク

投資信託では、投資者からの追加設定（購入）や解約（換金）によって、ファンドに資金の流入または流出が発生します。資金の大規模な流入があった場合、短期間で多額の資金を運用する必要が生じ、運用効率が低下したり、市場価格に影響を与えることがあります。また、大量の解約が発生した場合には、保有資産を急いで売却しなければならず、不利な価格での売却を余儀なくされ、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。このように、資金の流出入の状況によっては、投資信託の運用やパフォーマンスに悪影響を与えるリスクがあります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

国別配分リスク

ファンドが特定の国または地域に投資対象を集中させている場合、その国または地域の政治的・経済的な情勢、制度変更、自然災害、政情不安、通貨の変動などの影響を大きく受ける可能性があります。こうした事象が発生した場合、当該国・地域の市場全体が下落し、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となることがあります。このように、国や地域ごとの配分によっては、投資元本を下回る損失が発生するリスクがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

ファンド運営上のリスク

（Ａ）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の上中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

（Ｂ）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（Ｃ）指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資信託に関する一般的な留意点

- (A) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (B) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- (C) 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人資産運用業協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況及び運用事務状況をモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

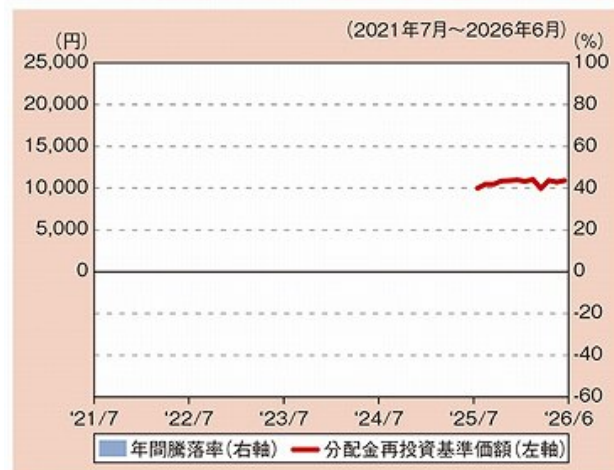
コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

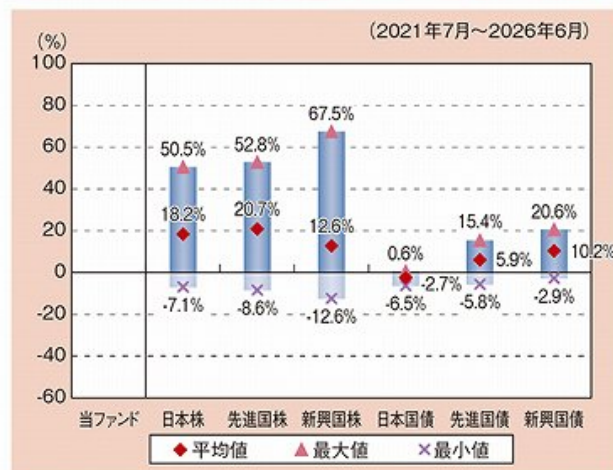
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しました。ただし、当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.（ブルームバーグ・エル・ピー）が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX (配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

一部解約申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.397%（税抜1.270%）
投資対象とする投資信託証券	年0.000%～0.590%（税抜年0.000%～0.590%）程度 （マザーファンド以外の組入れ比率は50%以下として 年0.095%～0.295%程度）
実質的負担	年1.492%～1.692%（税抜年1.365%～1.565%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.397%（税抜1.270%）の率を乗じて得た額とします。

投資対象とする投資信託証券の組入れ比率などにより±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

実績報酬

- 1）信託報酬のほかに以下の規定に基づき計上された実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます）を毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

A）実績報酬は計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（本条においては、1万口当たりの基準価額をいいます。）が、B）に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の15の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

B）A）のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の終了日まで10,000円とします。ただし、毎計算期末において、A）の規定に基づく実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは当該収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

- 2）1）に規定する実績報酬に係る消費税等に相当する金額を、実績報酬支弁（各計算期末または信託終了日）のときに信託財産中から支弁します。

3) 1) の実績報酬は、計算期間中において発生のおつど信託財産の費用として計上します。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、2) に規定する消費税等に相当する金額とともに、各計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

4) 実績報酬額（超過額の15%）の配分は以下の通りです。

委託会社 7.5%、販売会社 7.5%、受託会社 ありません。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出基準となる前営業日の基準価額
2025年7月31日～2025年11月20日	10,000円	10,808円
2025年11月21日～2026年2月20日	10,808円	10,910円
2026年2月21日～2026年5月20日	10,910円	10,886円
2026年5月21日～2026年8月20日	10,910円	-円

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.27%	0.60%	0.60%	0.07%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産に係る監査費用 および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）信託財産中から支弁するものとします。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託者は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用状況に係る情報の提供に係る費用（これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- １０）組入外国投資信託証券ならびに当該投資信託の運用会社に対して、リスクや実体を適正に把握するために行う調査費用や人員派遣費用
- １１）組入外貨建資産の保管口座開設費用、および保管費用
- １２）組入外貨建資産等の現地調査費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（５）【課税上の取扱い】

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等^{*1}の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等^{*2}の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

^{*1} 上場株式等とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。

^{*2} 特定公社債等とは、特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 上記は2026年6月末現在のもので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

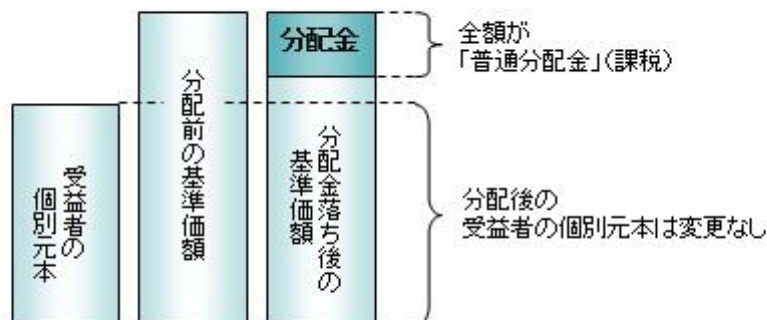
１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

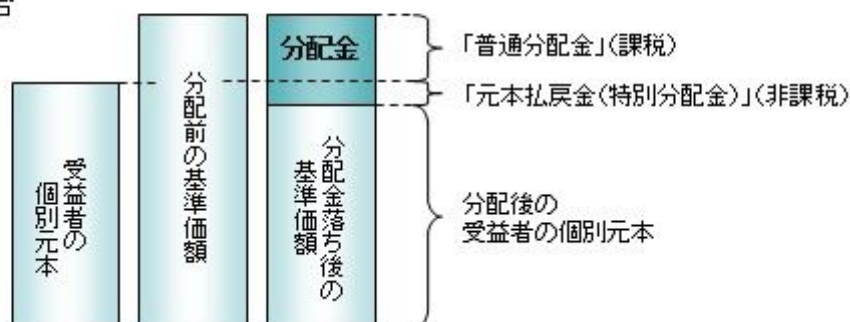
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ベトナム＆アジア成長国ファンド】

以下は、2026年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	930,594,200	67.34
投資信託受益証券	米国	431,137,330	31.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	20,277,260	1.46
合 計（純資産総額）		1,382,008,790	100.00

（注）国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	ベトナム・ロータス・マザーファンド	260,729,071	3.5989	938,337,854	3.5692	930,594,200	67.34
米国	投資信託受益証券	フランクリン FTSE イン ド ETF	65,250	5,503.39	359,096,660	5,748.60	375,096,541	27.14
米国	投資信託受益証券	iシェアーズMSCI フィリ ピンETF	14,000	3,929.83	55,017,732	4,002.91	56,040,789	4.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注）国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ．種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	67.34
投資信託受益証券	31.20
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2025年11月20日）	1,462,029,495	1,462,029,495	1.0896	1.0896
第2特定期間末（2026年5月20日）	1,397,818,406	1,397,818,406	1.0779	1.0779
2025年7月末日	1,330,100,002	-	1.0000	-
8月末日	1,394,140,717	-	1.0461	-
9月末日	1,400,845,536	-	1.0460	-
10月末日	1,456,069,524	-	1.0852	-
11月末日	1,462,396,485	-	1.0899	-
12月末日	1,474,428,537	-	1.0988	-
2026年1月末日	1,449,595,605	-	1.0812	-
2月末日	1,484,972,824	-	1.1035	-
3月末日	1,336,125,759	-	0.9959	-
4月末日	1,434,864,802	-	1.0914	-
5月末日	1,379,977,108	-	1.0724	-
6月末日	1,382,008,790	-	1.0910	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2025年7月31日～2025年11月20日	0.00
第2特定期間	2025年11月21日～2026年5月20日	0.00

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2025年7月31日～2025年11月20日	9.00
第2特定期間	2025年11月21日～2026年5月20日	1.10

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2025年7月31日 ～ 2025年11月20日	1,341,830,000	-	1,341,830,000
第2特定期間	2025年11月21日 ～ 2026年5月20日	17,860,000	62,900,000	1,296,790,000

（注）第1特定期間の設定口数は、当初設定口数を含みます。

（注）本邦外における設定および解約の実績はございません。

（参考）

ベトナム・ロータス・マザーファンド

以下は、2026年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ベトナム	17,726,317,030	98.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	326,587,552	1.81
合 計（純資産総額）		18,052,904,582	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
ベトナム	株式	ピンググループ	不動産	1,280,624	980.86	1,256,119,517	1,339.90	1,715,916,805	9.50
ベトナム	株式	ビンホームズ	不動産	1,812,321	708.52	1,284,082,135	927.20	1,680,385,299	9.31
ベトナム	株式	ベトナム外資銀行	銀行	2,641,279	437.93	1,156,708,558	382.47	1,010,231,109	5.60
ベトナム	株式	ベトナム産業貿易商業銀行	銀行	3,440,482	244.29	840,483,604	209.12	719,504,904	3.99
ベトナム	株式	V Pバンク	銀行	4,300,000	176.86	760,526,103	166.87	717,547,235	3.97
ベトナム	株式	軍隊商業銀行	銀行	4,515,448	166.87	753,499,355	154.84	699,180,547	3.87
ベトナム	株式	ロックファット・ベトナム商業銀行	銀行	2,045,374	291.52	596,268,844	337.44	690,199,797	3.82
ベトナム	株式	テーゾイジードン投資	小売	1,401,800	537.36	753,276,002	487.35	683,168,631	3.78
ベトナム	株式	ホアファットグループ	素材	4,476,105	154.78	692,837,683	145.89	653,049,619	3.62
ベトナム	株式	サコムバンク	銀行	1,392,300	366.94	510,900,044	462.05	643,323,492	3.56
ベトナム	株式	ベトナム・テクノロジー＆ マーシャル・ジョイント・ストック・ バンク	銀行	2,840,864	220.85	627,405,382	208.51	592,354,802	3.28
ベトナム	株式	フーニユアン・ジュエリー	耐久消費財・アパレル	1,311,049	449.49	589,315,137	389.88	511,152,832	2.83
ベトナム	株式	ホーチミン市住宅開発商業銀行	銀行	3,157,725	174.68	551,597,979	159.16	502,584,142	2.78
ベトナム	株式	ベトナム投資開発銀行	銀行	1,768,562	309.97	548,215,920	261.56	462,594,980	2.56
ベトナム	株式	ノ・バ・ランド・インベストメント	不動産	5,764,150	75.27	433,887,259	77.42	446,265,968	2.47
ベトナム	株式	ビンコム・リテール	不動産	2,396,005	198.53	475,682,463	180.13	431,603,881	2.39
ベトナム	株式	キンバックシティグループ	不動産	2,187,533	219.61	480,418,122	184.76	404,171,987	2.24
ベトナム	株式	ベトナムゴム工業グループ	素材	1,624,100	240.56	390,706,392	201.10	326,621,776	1.81
ベトナム	株式	ホーチミン市証券	各種金融	1,820,000	169.07	307,721,017	166.25	302,583,281	1.68
ベトナム	株式	FPT コーポレーション	ソフトウェア・サービス	627,386	649.59	407,547,247	434.29	272,472,234	1.51
ベトナム	株式	FPTリテール	小売	359,958	914.86	329,314,158	734.11	264,249,126	1.46
ベトナム	株式	アジア・コマーシャル銀行	銀行	1,538,969	135.66	208,781,859	141.27	217,410,303	1.20

ベトナム	株式	ブルーマークグループ	不動産	2,793,416	86.04	240,349,196	77.72	217,130,549	1.20
ベトナム	株式	ベト・キャピタル・セキュリ ティーズ	各種金融	1,375,560	158.56	218,117,219	150.21	206,629,951	1.14
ベトナム	株式	サイゴン証券	各種金融	1,254,578	201.41	252,694,403	164.09	205,870,478	1.14
ベトナム	株式	マサン・コンシューマー	食品・生活 必需品小売 り	249,750	987.04	246,513,240	808.13	201,832,715	1.12
ベトナム	株式	ピナコネックス	資本財	1,503,600	142.82	214,752,406	129.24	194,326,090	1.08
ベトナム	株式	フォックホアゴム	素材	502,060	382.40	191,990,898	382.47	192,026,904	1.06
ベトナム	株式	F88投資	各種金融	387,600	523.50	202,909,364	483.03	187,223,473	1.04
ベトナム	株式	ダットサイン不動産サービス	不動産	4,057,333	49.05	199,039,025	44.35	179,963,451	1.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率（％）
株式	国外	銀行	34.79
		不動産	28.51
		素材	8.51
		小売	5.25
		各種金融	5.12
		資本財	4.09
		耐久消費財・アパレル	2.83
		食品・飲料・タバコ	2.09
		エネルギー	1.79
		ソフトウェア・サービス	1.51
		公益事業	1.20
		食品・生活必需品小売り	1.12
		運輸	0.89
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.35
		消費者サービス	0.06
		保険	0.06
		自動車・自動車部品	0.02
		小計	98.19
合計			98.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

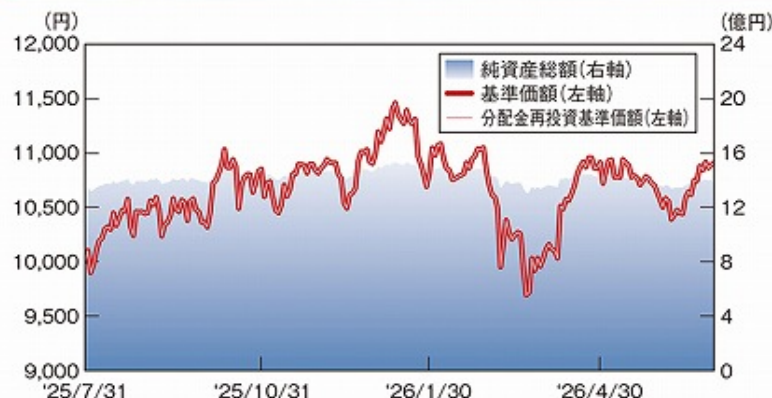
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

データ基準日：2026年6月末現在

基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,910円
純資産総額	1,382百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※純資産総額は単位未満を切り捨てております。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2025年11月20日)	0円
第2期(2026年2月20日)	0円
第3期(2026年5月20日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。

※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

◆月末組入比率の状況

内訳	組入比率(%)
ベトナム	67.3
ベトナム・ロータス・マザーファンド	67.3
アジア成長国	31.2
フランクリン FTSE インド ETF	27.1
シェアーズMSCI インドネシア ETF	0.0
シェアーズMSCI フィリピンETF	4.1
現金等	1.5
合計	100.0

※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

ベトナム・ロータス・マザーファンドの状況

◆組入上位10業種

順位	業種	投資比率(%)
1	銀行業	34.8
2	不動産業	28.5
3	素材	8.5
4	小売業	5.3
5	各種金融業	5.1
6	資本財	4.1
7	耐久消費財・アパレル	2.8
8	食品・飲料・タバコ	2.1
9	エネルギー	1.8
10	ソフトウェア・サービス	1.5

※マザーファンドの対純資産総額比です。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

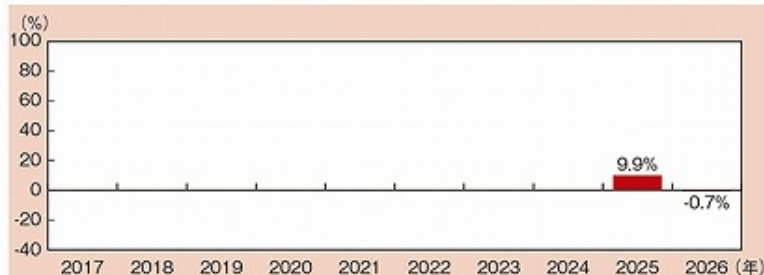
◆組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	ビンググループ	不動産業	9.5
2	ピンホームズ	不動産業	9.3
3	ベトナム外商銀行	銀行業	5.6
4	ベトナム産業貿易商業銀行	銀行業	4.0
5	VPバンク	銀行業	4.0
6	軍隊商業銀行	銀行業	3.9
7	ロックファット・ベトナム商業銀行	銀行業	3.8
8	テーゾイジードン投資	小売業	3.8
9	ホアファットグループ	素材	3.6
10	サコムバンク	銀行業	3.6

※マザーファンドの対純資産総額比です。

※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2025年は設定日(2025年7月31日)から年末までの騰落率を、2026年は年初から6月末までの騰落率をそれぞれ表しています。

※収益率は小数点第2位を四捨五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ベトナム&アジア成長国ファンド	2.58%	1.83%	0.75%

※対象期間は2025年11月21日～2026年5月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

取得申込日が米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受付けません。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

解約請求申込日が米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該解約申込みを受付けません。

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：０３－３５５３－８７１１

受付時間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

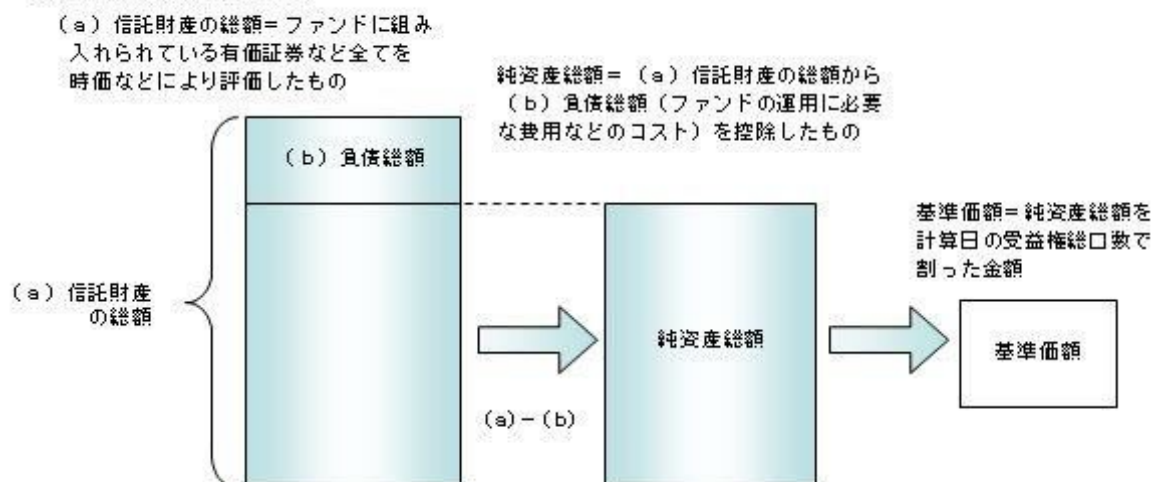
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、無期限とします（2025年7月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、11月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2025年11月20日までとします。なお、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

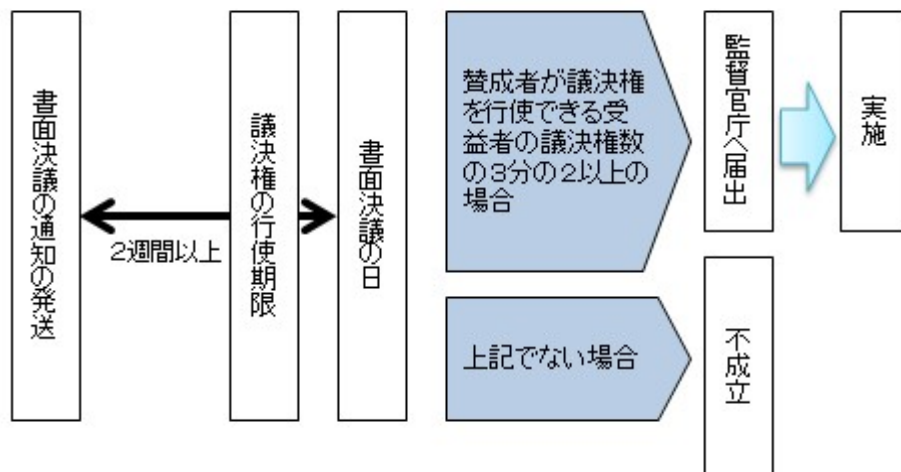
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用状況に係る情報の提供

- ・委託者は、毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に期中の投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。
- ・前項の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。
- ・運用報告書は、委託会社のホームページに掲載されます。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期特定期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ベトナム＆アジア成長国ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (2025年11月20日現在)	第2特定期間 (2026年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	36,701,000	98,595
金銭信託	42,354,629	27,265,398
投資信託受益証券	504,152,199	431,173,344
親投資信託受益証券	905,356,373	948,485,891
流動資産合計	1,488,564,201	1,407,023,228
資産合計	1,488,564,201	1,407,023,228
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,154,910
未払受託者報酬	332,822	264,461
未払委託者報酬	23,565,184	4,542,339
その他未払費用	2,636,700	1,243,112
流動負債合計	26,534,706	9,204,822
負債合計	26,534,706	9,204,822
純資産の部		
元本等		
元本	1,341,830,000	1,296,790,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	120,199,495	101,028,406
(分配準備積立金)	119,575,060	114,198,206
元本等合計	1,462,029,495	1,397,818,406
純資産合計	1,462,029,495	1,397,818,406
負債純資産合計	1,488,564,201	1,407,023,228

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)		
	第1期 自 2025年7月31日 至 2025年11月20日	第2特定期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取配当金	-	2,691,310
受取利息	398,843	333,762
有価証券売買等損益	118,624,914	9,411,747
為替差損益	27,185,815	5,364,453
営業収益合計	146,209,572	1,022,222
営業費用		
受託者報酬	332,822	550,029
委託者報酬	23,565,184	11,732,395
その他費用	2,736,506	2,811,879
営業費用合計	26,634,512	15,094,303
営業利益又は営業損失()	119,575,060	16,116,525
経常利益又は経常損失()	119,575,060	16,116,525
当期純利益又は当期純損失()	119,575,060	16,116,525
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	235,020
期首剰余金又は期首欠損金()	-	120,199,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	624,435	1,993,846
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	624,435	1,993,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,283,430
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,283,430
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	120,199,495	101,028,406

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、2025年11月21日から2026年5月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 (2025年11月20日現在)	第2特定期間 (2026年5月20日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	1,330,100,000 円	1,341,830,000 円
期中追加設定元本額	11,730,000 円	17,860,000 円
期中一部解約元本額	- 円	62,900,000 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,341,830,000 口	1,296,790,000 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2025年7月31日 至 2025年11月20日	第2特定期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
分配金の計算過程	（自 2025年7月31日 至 2025年11月20日）	（自 2025年11月21日 至 2026年2月20日）
A 費用控除後の配当等収益額	4,507,901 円	- 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	115,067,159 円	- 円
C 収益調整金額	624,435 円	1,248,647 円
D 分配準備積立金額	- 円	118,708,153 円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	120,199,495 円	119,956,800 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,341,830,000 口	1,345,690,000 口
G 1万口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	895.78 円	891.41 円
H 1万口当たり分配金額	- 円	- 円
I 収益分配金金額（F×H/10,000）	- 円	- 円
		（自 2026年2月21日 至 2026年5月20日）
A 費用控除後の配当等収益額		- 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円
C 収益調整金額		1,545,659 円
D 分配準備積立金額		114,198,206 円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）		115,743,865 円
F 当ファンドの期末残存口数		1,296,790,000 口
G 1万口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）		892.54 円
H 1万口当たり分配金額		- 円
I 収益分配金金額（F×H/10,000）		- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2025年7月31日 至 2025年11月20日	第2特定期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (2025年11月20日現在)	第2特定期間 (2026年5月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2025年11月20日現在)	第2特定期間 (2026年5月20日現在)
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	13,268,541	43,039,404
親投資信託受益証券	105,356,373	25,063,493
合計	118,624,914	17,975,911

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第1期 (2025年11月20日現在)	第2特定期間 (2026年5月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0896円	1.0779円
(1万口当たり純資産額)	(10,896円)	(10,779円)

（４）【附属明細表】

2026年5月20日現在

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	フランクリン FTSE インド ETF	70,000	2,372,300.00	
		iシェアーズMSCI フィリピン ETF	14,000	338,800.00	
	米ドル小計		84,000	2,711,100.00 (431,173,344)	
投資信託受益証券 合計				431,173,344 (431,173,344)	
親投資信 託受益証 券	日本円	ベトナム・ロータス・マザーファンド	263,548,832	948,485,891	
	日本円小計		263,548,832	948,485,891	
親投資信託受益証券 合計				948,485,891	
合計				1,379,659,235 (431,173,344)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

（注2）通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しております。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「ベトナム・ロータス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

(単位:円)

	(2025年11月20日現在)	(2026年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	254,121,447	153,662,087
金銭信託	25,016,939	26,760,988
株式	19,497,973,003	18,691,111,675
未収入金	72,349,662	91,414,260
未収配当金	6,193,246	53,518,776
流動資産合計	19,855,654,297	19,016,467,786
資産合計	19,855,654,297	19,016,467,786
負債の部		
流動負債		
未払金	93,188,632	128,821,149
流動負債合計	93,188,632	128,821,149
負債合計	93,188,632	128,821,149
純資産の部		
元本等		
元本	5,813,267,558	5,248,229,364
剰余金		
剰余金又は欠損金()	13,949,198,107	13,639,417,273
元本等合計	19,762,465,665	18,887,646,637
純資産合計	19,762,465,665	18,887,646,637
負債純資産合計	19,855,654,297	19,016,467,786

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月20日現在	2026年5月20日現在
1. 期首	2025年7月31日	2025年11月21日
期首元本額	5,529,996,715 円	5,813,267,558 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	496,788,739 円	6,154,415 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	213,517,896 円	571,192,609 円
計算期間末日における元本の内訳		
ベトナム・ロータス・ファンド	5,546,947,107 円	4,984,680,532 円
ベトナム&アジア成長国ファンド	266,320,451 円	263,548,832 円
2. 受益権の総数	5,813,267,558 口	5,248,229,364 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年7月31日 至 2025年11月20日	自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券、デリバティブ取引のほか、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。なお、当ファンドが保有する為替予約取引の詳細は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（単位：円）

	2025年11月20日現在	2026年5月20日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,377,856,654	109,896,880
合計	3,377,856,654	109,896,880

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	2025年11月20日現在	2026年5月20日現在
1口当たり純資産額	3.3995円	3.5989円
（1万口当たり純資産額）	（33,995円）	（35,989円）

（３）附属明細表
2026年5月20日現在

第1 有価証券明細表
（１）株式

通貨	銘 柄	株式数(株)	評価 単価	評価金額	備考
----	-----	--------	----------	------	----

ベトナム・ドン	アジア・コマーシャル銀行	1,761,920	22,800	40,171,776,000	
	ベトナム空港社	23,205	45,400	1,053,507,000	
	ナムベト水産	80	22,550	1,804,000	
	サオマイ建設	559,380	5,850	3,272,373,000	
	ベカメックスグループ	20,000	54,000	1,080,000,000	
	ベトナム投資開発銀行	1,718,562	44,250	76,046,368,500	
	ピン・ミン・プラスチック	5,200	141,100	733,720,000	
	ペトロベトナム製油石化	400,000	31,150	12,460,000,000	
	CMC技術グループ	1,251	28,150	35,215,650	
	世紀不動産	111,500	7,450	830,675,000	
	コテコンズ建設	297,921	73,100	21,778,025,100	
	ベトナム産業貿易商業銀行	4,190,482	35,800	150,019,255,600	
	ヴィエティンバンク証券	28,600	28,000	800,800,000	
	ペトロベトナム・カマウ肥料	800,000	42,500	34,000,000,000	
	ドゥックザン化学	331,400	49,900	16,536,860,000	
	デジワールド・コーポレーション	254,838	41,900	10,677,712,200	
	ドンハイ・オブ・ベンチャー	9,040	35,100	317,304,000	
	ペトロベトナム化学肥料	200,000	26,950	5,390,000,000	
	ダナンゴムタイヤ	40,950	12,600	515,970,000	
	ブルーマークグループ	2,450,365	16,000	39,205,840,000	
	ダットサイン不動産サービス	4,057,333	8,500	34,487,330,500	
	エクシムバンク	7,000	21,700	151,900,000	
	F88投資	108,800	147,000	15,993,600,000	
	フェコン地下工事・基礎技術	350,087	12,850	4,498,617,950	
	サオタ食品	21,500	35,000	752,500,000	
	FPT コーポレーション	627,386	74,500	46,740,257,000	
	FPTリテール	342,818	132,700	45,491,948,600	
	ペトロベトナムガス	202,184	86,500	17,488,916,000	
	ベトナム電気設備	450,285	36,200	16,300,317,000	
	ジェマディプト港湾海運	6,666	78,900	525,947,400	
	ベトナムゴム工業グループ	1,624,100	36,550	59,360,855,000	
	ホーチミン市証券	1,120,000	30,000	33,600,000,000	
	ホーチミン市住宅開発商業銀行	5,057,725	26,700	135,041,257,500	
	ハド・グループ	477,375	24,400	11,647,950,000	
	ホアファットグループ	4,069,187	26,250	106,816,158,750	
	ホアセン・グループ	1,300	12,050	15,665,000	
	VICEMハティエンセメント	59,080	13,950	824,166,000	
	ベトナム航空	95,901	21,400	2,052,281,400	
	ベトナム工業団地都市開発	582,935	42,100	24,541,563,500	
	国際投資開発	260,006	5,900	1,534,035,400	
	キンバックシティグループ	2,993,333	31,650	94,738,989,450	
	カンディエン不動産	188,430	23,200	4,371,576,000	
	カイホアイランド不動産	23,500	5,150	121,025,000	
	リゼン	42,800	9,320	398,896,000	
	ロックファット・ベトナム商業銀行	1,165,374	51,600	60,133,298,400	
	軍隊商業銀行	4,915,448	25,050	123,131,972,400	
	マサン・コンシューマー	333,950	131,000	43,747,450,000	
	軍隊保険	95,133	17,500	1,664,827,500	
	マリタイムバンク	8,088	14,450	116,871,600	

マッサングループ	35,000	76,500	2,677,500,000	
テーゾイジードン投資	1,531,800	78,200	119,786,760,000	
ナムキム鉄鋼	501,850	13,700	6,875,345,000	
ナムロン投資	100,800	26,150	2,635,920,000	
ベトロベトナムニョンチャック2パワー	200,000	23,150	4,630,000,000	
ノ・バ・ランド・インベストメント	5,362,000	16,700	89,545,400,000	
フオンドン銀行	169,128	11,150	1,885,777,200	
パン・グループ	315,300	32,700	10,310,310,000	
第1送電線建設	126,661	18,850	2,387,559,850	
ベトロベトナム総合サービス	86,529	46,500	4,023,598,500	
フォックホアゴム	502,060	65,400	32,834,724,000	
ベトナム・ナショナル・ペトリウム・グループ	196,200	42,000	8,240,400,000	
フーニユアン・ジュエリー	1,661,049	65,000	107,968,185,000	
PVパワー	1,000,000	14,000	14,000,000,000	
フータイ	59,122	40,200	2,376,704,400	
ベトロベトナム・ドリリング	520,000	33,300	17,316,000,000	
ベトロベトナムテクニカルサービス	480,000	40,000	19,200,000,000	
クアンガイ製糖	700	48,700	34,090,000	
リー冷蔵電気工業	1,454	53,700	78,079,800	
サイゴンビール・アルコール飲料総公社	510,000	48,500	24,735,000,000	
サイゴンハノイ銀行	31,043	13,650	423,736,950	
シーバンク	30,275	16,500	499,537,500	
サイゴン証券	1,554,578	27,800	43,217,268,400	
サイゴン商信株式商業銀行	1,392,300	72,300	100,663,290,000	
ベトナム・テクノロジーカル&コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク	2,840,864	32,600	92,612,166,400	
ベトナム外商銀行	2,191,279	64,400	141,118,367,600	
ビナコネックス	1,703,600	21,100	35,945,960,000	
ベト・キャピタル・セキュリティーズ	2,075,560	25,600	53,134,336,000	
ビグラセラ	192,000	44,100	8,467,200,000	
ピンホアン	161,520	58,600	9,465,072,000	
ピンホームズ	1,962,321	157,000	308,084,397,000	
ベトナム国際銀行	40,807	15,800	644,750,600	
ピンググループ	1,380,624	225,100	310,778,462,400	
VIX証券	160,000	19,250	3,080,000,000	
ベトジェット航空	3,300	172,000	567,600,000	
VNダイレクト証券	5,000	16,950	84,750,000	
ベトナム乳業（ビナミルク）	441,400	59,800	26,395,720,000	
V Pバンク	4,300,000	26,750	115,025,000,000	
ピンパール	20,000	91,500	1,830,000,000	
ピンコム・リテール	2,098,005	33,500	70,283,167,500	
ベトテル郵便	42,761	71,700	3,065,963,700	
ベトナム・ドン 小計	78,479,308		3,098,145,479,200 (18,691,111,675)	
合計	78,479,308		18,691,111,675 (18,691,111,675)	

（注）１．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

２．合計欄は、邦貨額であります。（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
ベトナム・ドン	株式 90銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月30日現在)

項目	金額または口数
資産総額	1,406,461,377 円
負債総額	24,452,587 円
純資産総額（ - ）	1,382,008,790 円
発行済口数	1,266,790,000 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0910 円

(参考)

ベトナム・ロータス・マザーファンド

(2026年6月30日現在)

項目	金額または口数
資産総額	18,464,678,146 円
負債総額	411,773,564 円
純資産総額（ - ）	18,052,904,582 円
発行済口数	5,057,961,956 口
1単位当たり純資産額（ / ）	3.5692 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

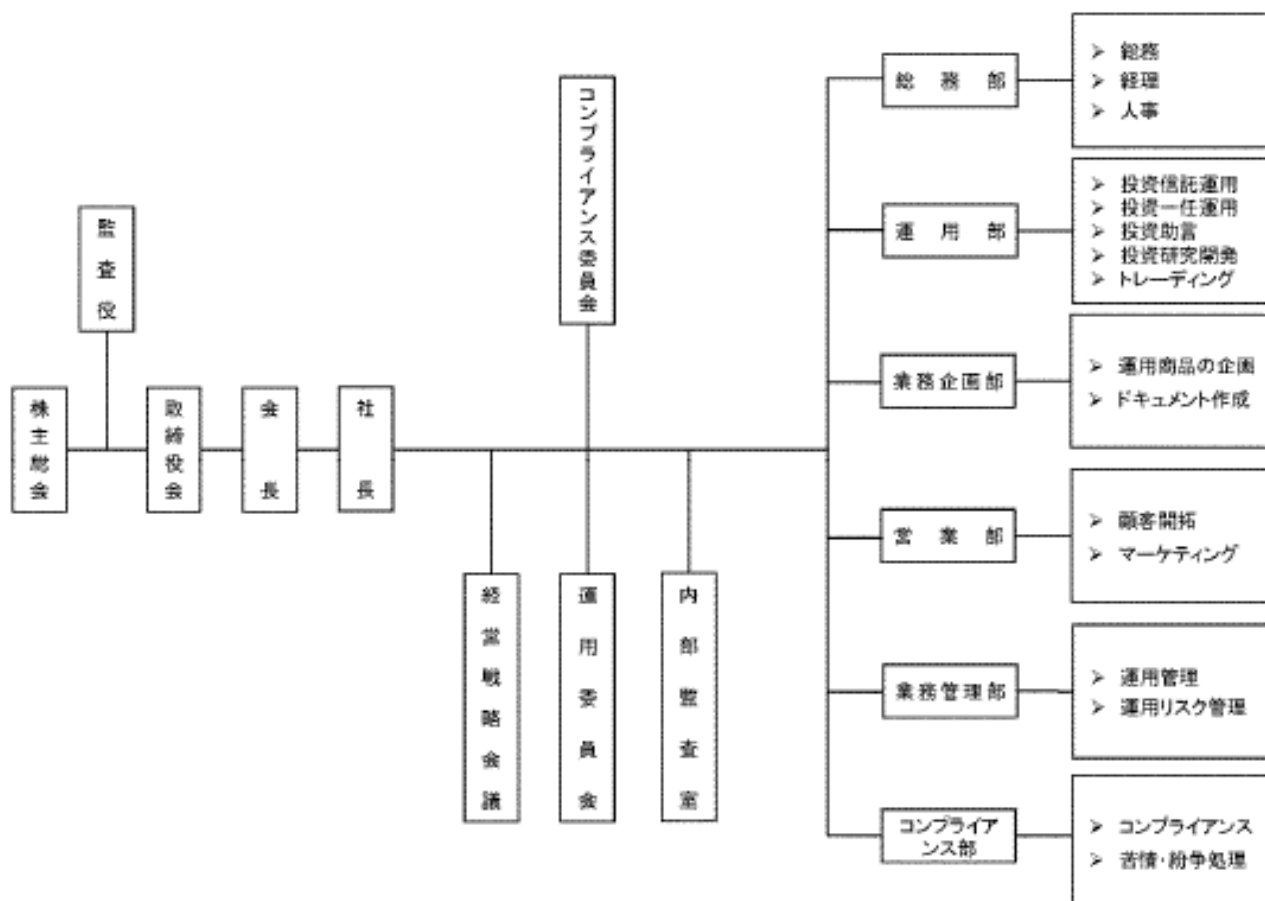
(1) 資本金の額等

2026年6月末現在の委託会社の資本金の額：	2億6,532万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	7,923株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：	2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資 2022年3月31日に資本金2億3,325万円に増資 2024年3月31日に資本金2億3,705万円に増資 2025年3月31日に資本金2億3,872万円に増資 2025年10月31日に資本金2億5,912万円に増資 2026年3月31日に資本金2億6,532万円に増資

(2) 委託会社等の機構

委託会社の機構は次の通りとなっております。取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

組織図



(2026年6月末現在)

投資運用の意思決定機構

- a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。
- b. 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。
- c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
- d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
- e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役に指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

（2026年6月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2026年6月末現在、委託会社が、運用する投資信託は以下のとおりです。
（親投資信託を除く。）

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	29本	49,506,729,726 円
単位型株式投資信託	2本	752,880,655 円
合計	31本	50,259,610,381 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2025年3月31日	当事業年度 2026年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	456,056	597,253
前払費用	1,992	1,172
未収運用受託報酬	8,451	179,654
未収委託者報酬	135,718	164,779
未収還付法人税等	10,580	-
立替金	5,840	6,356
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,171	2,048
前払金	-	3,300
その他	8	13
流動資産合計	619,820	954,580
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 791	1 614
器具備品	1 200	1 273
その他	391	221
有形固定資産合計	1,382	1,109
無形固定資産		
ソフトウェア	7,729	5,797
無形固定資産合計	7,729	5,797
投資その他の資産		
投資有価証券	4,819	5,317
役員に対する長期貸付金	1,130	37,900
差入保証金	4,603	4,603
繰延税金資産	2,611	9,070
投資その他の資産合計	13,165	56,892
固定資産合計	22,277	63,799
資産合計	642,098	1,018,379
負債の部		
流動負債		
預り金	4,412	49,307
未払金	825	-
未払手数料	55,659	71,497
未払費用	24,723	37,077
未払法人税等	1,082	89,099
未払消費税等	6,298	14,347
その他	6,469	6,017
流動負債合計	99,471	267,347
固定負債		
長期未払金	317	241
固定負債合計	317	241
負債合計	99,788	267,588
純資産の部		
株主資本		
資本金	238,725	265,325
資本剰余金		
資本準備金	101,725	128,325
資本剰余金合計	101,725	128,325

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	202,030	356,891
利益剰余金合計	202,030	356,891
株主資本合計	542,480	750,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	170	249
評価・換算差額等合計	170	249
純資産合計	542,309	750,790
負債純資産合計	642,098	1,018,379

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	107,478	446,123
委託者報酬	614,921	679,034
営業収益合計	722,399	1,125,157
営業費用		
支払手数料	253,789	264,930
広告宣伝費	3,505	6,990
調査費	72,167	71,187
調査費	70,761	69,875
委託調査費	1,405	1,312
営業雑経費	2,944	2,886
通信費	1,590	1,574
協会費	1,305	1,269
諸会費	48	42
営業費用合計	332,407	345,994
一般管理費		
給料	250,611	446,706
役員報酬	77,696	62,696
給与手当	153,984	284,457
役員賞与	-	36,424
賞与	18,931	63,129
福利厚生費	26,220	26,305
交際費	2,336	1,248
旅費交通費	8,126	6,353
租税公課	4,713	9,635
不動産賃借料	6,933	7,008
固定資産減価償却費	2,914	2,643
諸経費	37,471	34,868
一般管理費合計	339,327	534,771
営業利益	50,664	244,391
営業外収益		
受取利息	288	1,245
受取配当金	320	210
その他	57	75
営業外収益合計	665	1,531
営業外費用		
投資有価証券償還損	2,662	600
解約違約金	1,171	-
その他	42	29
営業外費用合計	3,876	630
経常利益	47,453	245,292
税引前当期純利益	47,453	245,292
法人税、住民税及び事業税	8,901	86,716
法人税等調整額	6,470	6,573
法人税等合計	15,372	80,143
当期純利益	32,080	165,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,675	1,675	1,675			3,350
剰余金の配当				20,376	20,376	20,376
当期純利益				32,080	32,080	32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,675	1,675	1,675	11,704	11,704	15,054
当期末残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,168	2,168	525,256
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			3,350
剰余金の配当			20,376
当期純利益			32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,997	1,997	1,997
当期変動額合計	1,997	1,997	17,052
当期末残高	170	170	542,309

当事業年度（自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	26,600	26,600	26,600			53,200
剰余金の配当				10,288	10,288	10,288
当期純利益				165,149	165,149	165,149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	26,600	26,600	26,600	154,860	154,860	208,060
当期末残高	265,325	128,325	128,325	356,891	356,891	750,541

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	170	170	542,309
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			53,200
剰余金の配当			10,288
当期純利益			165,149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	420	420	420
当期変動額合計	420	420	208,481
当期末残高	249	249	750,790

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（１）運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

（２）委託者報酬

委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産	2,611千円	9,070千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	2,425千円	2,602千円
器具備品	1,824千円	2,011千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,792	67	-	6,859

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 67株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,859	1,064	-	7,923

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 1,064株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	55,461	7,000	2026年3月31日	2026年6月22日

(注) 2026年6月19日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

(リース取引関係)

前事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先の信用リスクについては、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 役員に対する長期貸付金 （1年内回収予定を含む。）	2,302	2,302	0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	4,819	4,819	—
資産計	7,121	7,121	0

（＊）現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 役員に対する長期貸付金 （1年内回収予定を含む。）	39,949	39,949	0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	5,317	5,317	—
資産計	45,267	45,267	0

（＊）現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注１）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	456,056	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	8,451	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	135,718	—	—	—
(4) 立替金	5,840	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,171	1,130	—	—
合計	607,238	1,130	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	597,253	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	179,654	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	164,779	—	—	—
(4) 立替金	6,356	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	2,048	8,382	9,782	19,736
合計	950,093	8,382	9,782	19,736

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	-	4,819	-	4,819
資産計	-	4,819	-	4,819

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	-	5,317	-	5,317
資産計	-	5,317	-	5,317

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
役員に対する長期貸付 金	-	2,302	-	2,302
資産計	-	2,302	-	2,302

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
役員に対する長期貸付 金	-	39,949	-	39,949

資産計	-	39,949	-	39,949
-----	---	--------	---	--------

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,226	2,990	236
	小計	3,226	2,990	236
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,593	2,000	406
	小計	1,593	2,000	406
合計		4,819	4,990	170

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,476	2,990	486
	小計	3,476	2,990	486
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,840	1,963	122
	小計	1,840	1,963	122
合計		5,317	4,953	364

２．売却したその他有価証券

前期事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社監査役 2 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2016年3月31日	2017年6月9日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日
権利行使期間	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日

	第 8 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 9 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前事業年度末	293	255	450	453
権利確定	—	—	—	—
権利行使	276	170	340	278
失効	17	—	—	10
未行使残	—	85	110	165

単価情報

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

(3) 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 16,113千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 47,625千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	54千円	5,524千円
未払費用	2,557	3,660
其他有価証券評価差額金	53	-
繰延税金資産小計	2,665	9,185
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53	-
評価性引当額小計	53	-
繰延税金資産合計	2,611	9,185
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	-	114
繰延税金負債合計	-	114
繰延税金資産（純額）	2,611	9,070

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	4.7
税額控除	-	2.4
住民税均等割額	0.6	0.1
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4	32.7

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益	722,399	1,125,157
運用受託報酬	107,478	446,123
基本報酬	107,478	114,455
成功報酬	-	331,668
委託者報酬	614,921	679,034
基本報酬	599,457	606,448
成功報酬	15,463	72,585

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
627,413	94,985	722,399

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
710,654	414,503	1,125,157

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	94,156	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	414,503	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の子会社	日産証券株式会社（日産証券グループ㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	38,103	未払手数料	8,219

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	--------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

主要株主の子会社	日産証券株式会社 （日産証券グループ ㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の 販売	支払手数料 （注）1	37,893	未払手数料	9,476
----------	---------------------------------	--------	-----------	-----	---	-------------	---------------	--------	-------	-------

（注）1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

（２）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員及び 主要株主	中芝幸一	-	-	当社代表 取締役会 長	（被所有） 直接 12.56％	資金の貸付	資金の貸付 資金の返済 受取利息 （注）1	10,900千円 460千円 39千円	1年内回収予定の 役員に対する長期 貸付金 役員に対する長期 貸付金 その他流動資産	1,110千円 9,329千円 1千円
役員及び 主要株主	篠原直人	-	-	当社代表 取締役社 長	（被所有） 直接 12.56％	資金の貸付	資金の貸付 資金の返済 受取利息 （注）1	29,900千円 389千円 110千円	1年内回収予定の 役員に対する長期 貸付金 役員に対する長期 貸付金 その他流動資産	938千円 28,571千円 4千円

（注）1. 上記の取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利等を勘案し、利息を合理的に決定しております。

3. 担保の受け入れはありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	79,065円42銭	94,760円92銭
１株当たり当期純利益金額	4,719円87銭	22,663円56銭

（注） 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
当期純利益（千円）	32,080	165,149
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	32,080	165,149
普通株式の期中平均株式数（株）	6,797	7,287

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2026年3月末）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
共和証券株式会社	500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（2）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

（2026年6月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月16日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月3日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴
業務執行社員 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム＆アジア成長国ファンドの2025年11月21日から2026年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベトナム＆アジア成長国ファンドの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。